

SEITOKU 図書館ワンデーカード利用規程

制定 平成 27 年 2 月 25 日

(目的)

第 1 条 この規程は、聖徳大学川並弘昭記念図書館（以下「図書館」という。）の入退館用 I C カードの貸出に関し、必要なことを定める。

(定義)

第 2 条 この規程の I C カードとは、SEITOKU 図書館ワンデーカード（以下「ワンデーカード」という。）を指す。

(利用者)

第 3 条 ワンデーカードを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学卒業生
- (2) その他図書館長の許可を受けた者

(許可及び許可証の発行)

第 4 条 ワンデーカードの利用を希望する者は、所定の「ワンデーカード利用申込書」により、本人確認を経て、図書館長の許可を受けなければならない。

2 図書館長は、前項により許可をしたとき利用者に対し許可証を発行する。

(カードの貸出及び返却手続き)

第 5 条 許可証の発行を受けた利用者は、利用時に正門守衛所において許可証を預け、顔写真付の本人確認が行えるもの（運転免許証など）を提示し、ワンデーカードの貸出を受けることができるものとする。ただし、試験期間中など、学生の利用が多い時期については、貸出を制限することがある。

2 貸出を受けたワンデーカードは、退出時に守衛所において返却するものとする。なお、一時的な退出時も同様とする。

(カードの紛失)

第 6 条 ワンデーカードを紛失した場合は、実費を徴収する。

(遵守事項)

第 7 条 ワンデーカードの利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) カードの貸出及び返却の手続きを守ること。
 - (2) 許可証を他人に貸与しないこと。
 - (3) 学内の行動にあつては、係員の指示に従うこと。
 - (4) 学内において商業行為、政治思想活動、宗教活動は行わないこと。
- 2 前項の遵守事項が守られない場合には、許可を取り消すことがある。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、ワンデーカードの貸出に関し必要な事項は図書館長が定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

SEITOKU 図書館ワンデーカード利用申込書

フリガナ	()	電話番号	()
氏 名 (旧姓)	()		
メールアドレス			
住 所	〒 -		
学部学科/卒業年度 ※卒業生はご記入下さい	学部	学科 (昭和・平成・令和)	年 卒・修
	研究科	(学籍番号	)

* 上記記載内容に変更が生じた場合は、下記までご連絡下さい。

私は、この SEITOKU 図書館ワンデーカード利用申込にあたり、「SEITOKU 図書館ワンデーカード利用規程」(裏面)を遵守することを誓約します。利用規程に違反したときは、利用許可を取り消す場合があることに同意いたします。

氏名(自署) _____ 印

〔ワンデーカード利用申込書送付先〕

〒271-8555 松戸市岩瀬 550

聖徳大学 川並弘昭記念図書館 図書館事務室 「ワンデーカード担当」 宛

TEL 047-365-1111(代) Fax 047-365-4900 E-mail:library@wa.seitoku.ac.jp

〔事務処理欄〕

受付NO _____

受付	確認	許可